災害廃棄物処理にどう臨むか

1

阪神・淡路大震災以降、石川県能登半島地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震などわが国では大規模な地震がたびたび起きている。また、最近では台風やゲリラ豪雨などの災害も増えている。こうした時に大量に発生する災害廃棄物をいかに混乱することなく、速やかに適正処理するかは大きな問題だ。この連載では災害廃棄物にどのように対処していくべきか、国や自治体、処理業界などのこれまでの取り組みや今後の展開などを見ていく。まず環境省では、自治体向けに補助金制度を設けると共に、処理計画の策定を呼びかけている。（黒石修）

環境省の処理事業

近隣市町村間の連携が不可欠

同省では1995年の阪神・淡路大震災を受けて、災害廃棄物対策検討委員会の議論を経て「震災廃棄物対策指針」を取りまとめた。また、2005年には「水害廃棄物対策指針」を策定した。

これを基に各自治体に、震災廃棄物処理計画および水害廃棄物処理計画の策定を呼びかけている。廃棄物対策課の須藤博光施設第2係長は、「毎年の関係課長会議の場などで策定をお願いしており、策定する自治体は年々増えてきている。現在は全体の6割程度」とする。

市町村が災害廃棄物対策を考える上で最も重要なことは、「被災した当該自治体だけでは処理できないのを認識しておくということ」だという。近隣の市町村等と連携できる体制を構築しておくことが不可欠だ。各自治体で意識は高まってきているものの、「やはり依然として市町村間で温度差がある状況。実際に被災したところやその周辺の市町村では熱心だが、体験してみないと実感が湧かない部分もあるだろう」ということで、同省ではさらに計画策定、体制整備を促していく考えだ。

自治体に計画策定呼びかけ

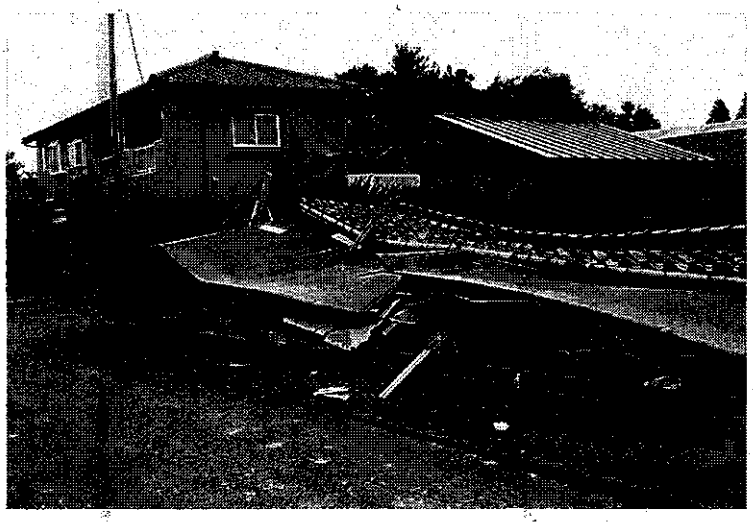

震災時には大量の廃棄物が発生し、迅速・適正な処理が求められる（写真は震災時の新潟県柏崎市）

また、被災した市町村に向けては「災害等廃棄物処理事業費補助金」の制度を設けている。これは災害その他の事由で特に必要となった廃棄物の処理に対する補助で、補助率は2分の1となっている。

補助対象経費は、①労務費②自動車、船舶、機械器具の借料および燃料費③機械器具の修繕費④し尿およびごみの処分に必要な薬品費⑤処分に要する覆土および運搬に必要な最小限度の道路整備費⑥自動車購入費については1日当たりの借上相当額に使用日数を乗じて得た額⑦条例に基づき算定された手数料――となっている。

04年には242億円を計上

予算は毎年2億円を盛り込んでおり、来年度も同額となっているが、大きな災害があった際には補正予算で柔軟に対応している。「07年度は能登半島地震や中越沖地震があったこともあり102億円を計上した。中越沖地震などがあった04年は242億円に上った」という。今年度については予算の2億円内で収まったが、例年になく少ない額だった。

災害時の処理に当たっても柔軟な対応を進めており、市町村が処理すべき一般家庭から排出される廃棄物も、市町村の施設で処理しきれない場合は一時的に委託契約を結べば産業廃棄物処理業者の施設での処理も可能としている。このため、各地の産業廃棄物協会が自治体と協定を結んで、災害時に協力する体制を構築するケースも増えている。

表面的には災害時の廃棄物処理に備える体制は全国で徐々に構築されつつある。しかし、実際の震災時には何が起こるかわからない。命令系統が混乱するケースも考えられる。アスベストなど有害物の飛散の危険性もある。まだまだ多くの課題が残されている。同省でもさらに自治体に体制整備を呼びかけていくと共に、国としての災害廃棄物対策の強化を進めていく考えだ。

平成21年4月1日
環境新聞